

～すべての人に安心とやすらぎを～

# 長門市障害者計画

平成9年度～14年度



山口県身体障害者体育大会より

障害者を取りまく社会環境は、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があり、障害者は社会経済活動への参加にあたって、様々なハンディキャップを負っています。

これらの障壁を取り除き、障害者の自立と社会参加を促進し平等な社会づくりを実現していくため、障害者基本法にもとづき「長門市障害者計画」を策定しました。

国の新長期計画及び山口県障害者福祉長期ビジョンとの整合性をはかり、平成9年度から平成14年度までの、6か年計画です。

今後、完全参加と平等の実現に向け、社会福祉施設や医療機関、あるいは国・県の行政機関との総合的な連携を推進し、障害の状況に対応した適切なサービスを提供する体制づくりをめざします。

## 障害者の状況 (平成8年3月現在)

(単位:人)

	長門市	山口県
身体障害者 (身体手帳所持)	1,098	59,254
精神薄弱者 (療育手帳所持)	125	5,281
精神障害者 (登録数)	378	21,997 (推計)
難病患者 (受給者数)	61	3,243

### 身体障害者

身体障害者手帳所持者は、昭和45年度末596人、平成7年度末では1,098人と約2倍に増加しています。

また、65歳以上の人の占める割合は平成3年度57・6%、平成7年度では61・9%と高齢化が進んでおり、この傾向はさらに進むものと思われれます。

障害程度等級1、2級の重度の身体障害者は、平成3年度は39・4%で、平成7年度は43・2%に増加しています。また、平成3年度から平成7年度までの新規手帳交付状況をみると50・3%に達しており、重度化の傾向が表れています。

### 精神薄弱者

療育手帳所持者は、昭和52年

度末76人、平成7年度末が125人と徐々に増加しています。平成7年度末の手帳所持者125人のうち18歳未満は12・8%です。

### 精神障害者

精神障害者の登録数は、平成3年度末39人、平成7年度末378人で、病類別では精神分裂病が増えています。

平成7年7月に精神保健法が「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」に改正され、精神障害者保健福祉手帳が制度化されました。平成8年8月末現在の手帳所持者は15人です。

### 難病患者

現在難病に認定されているのは118疾患で、この患者数は把握できていない現状です。この内、特定疾患治療研究事業の対象は、平成3年の33疾患から、平成8年38疾患と年々追加されてきています。特定疾患治療研究事業承認受給者は平成8年10月末現在61人です。

### ※特定疾患治療研究事業

難病対策の一つで、現在難病に認定されている118疾患のうち、38疾患を対象に行われている医療費自己負担額の解消を目的とした事業。